

環境審議会答申第 177 号
令和 4 年 2 月 1 日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦 様

兵庫県環境審議会
会長 鈴木 肇



県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の促進について（答申）

令和 3 年 10 月 20 日付け諮問第 64 号で諮問のありました標記のことについて、
審議の結果、別添のとおり答申します。

県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の促進について

県立自然公園条例では、自然公園内の開発行為は、特別地域（特に景観に配慮すべき地区）においては「申請・許可」、普通地域（特別地域以外）では「届出」となっている。

近年、普通地域内において、残土処分地等による土地の形状変更等の大規模な開発行為により、景観や生物多様性に影響を与えるおそれがある事例が見受けられる。

兵庫県では、山の斜面等への森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置に対しては、「太陽光発電施設等と地球環境の調和に関する条例」に基づき、景観等の調査に加え、県独自指針により、動植物の自然環境調査を求めている。

また、国では、国立・国定公園の適正利用の促進を目的として、自然公園法等の一部改正が行われている。

これらの状況を踏まえ、県立自然公園においては、特別地域だけでなく普通地域においても景観の保護及び生物多様性確保に配慮する必要があるとともに、自然公園の適正な利用促進を図るため、下記のとおり制度を見直す必要がある。

記

- 1 普通地域において 1 ha 以上の行為については、現行の特別地域内の申請で求めているもの（1 ha 以上）と同様の自然環境調査書類を求め、景観の保護や生物多様性の確保の環境面での対策を強化すること。
- 2 普通地域内の土地の形状変更等の開発行為に対し、処理基準の中で原則禁止となる行為を明確化すること。
- 3 国立・国定公園と同様に県立自然公園においても、利用面での施策を強化すること。